

高松市共同募金委員会助成基準

高松市共同募金委員会（以下「本会」という。）の共同募金の助成事業は、委員会助成要綱に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

1 地域福祉推進事業

(1) 目的

地域福祉活動計画等に基づき、社会福祉法人高松市社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業に対し、一般募金を財源とする助成を行う。

(2) 助成対象団体

社会福祉法人高松市社会福祉協議会

(3) 助成対象事業

地域福祉活動計画等に基づき、実施される地域福祉活動事業

(4) 助成対象としない事業及び経費

① 申請団体内の交流会等の飲食経費

② 団体自体の運営費

（団体運営のための人件費や車両購入費（長期リース）等）

(5) 助成率

対象事業費の4分の3以内

(6) 助成限度額

地域福祉推進事業の助成総額は、高松市地域助成計画額または高松市地域助成決定額の20分の9のいずれか小さい額を上限とする。

(7) 助成の制限

上記(5)及び(6)について、特別な理由のため当該基準により難しい場合は、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場合は、この限りではない。

2 小地域福祉活動支援事業

(1) 目的

地域福祉活動計画等に基づき、地区社会福祉協議会や自治会等地域コミュニティ組織等（地区共同募金委員会を含む）が行う小地域での福祉推進のための活動に対し、一般募金を財源とする助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

地区共同募金委員会

(3)助成対象事業

地域福祉活動計画等に基づく、小地域での福祉推進のための活動事業

- ① 地域における地域福祉の推進に寄与する事業
- ② 地域課題解決に向けた事業

(4)助成対象としない事業または経費

- ① 申請団体内の交流会等の飲食経費
- ② 団体自体の運営費
(団体運営のための人件費や車両購入費(長期リース)等)
- ③ 営利目的とみなされる事業

3 地域福祉活動支援事業

I 高松市広域福祉活動支援

(1)目的

社会福祉事業又は更生保護事業等を行う社会福祉団体、更生保護団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体等が行う全市的で公益性の高い福祉等の事業に対し、一般募金を財源とする助成を行う。

(2)助成対象団体要件

本助成の対象は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 法人又はこれらに準ずる組織として運営がなされていること
- ② 社会福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- ③ 設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- ④ 自己財源が乏しく、助成を必要とするものであること
- ⑤ 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

(3)助成対象の欠格要件

- ① 本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの
- ② 具体的な用途がないまま相当の繰越金を有するもの
- ③ 経理状況が極めて不良と認められるもの
- ④ 過去5年間に於いて不適正な管理運営がなされていたもの

(4)助成対象事業

全市的な社会福祉の向上または社会貢献につながると見込まれる事業

(5)助成対象としない事業または経費

- ① 団体運営に使用する機器等の購入経費
- ② 団体運営費(人件費を含む)
- ③ 研修旅行費、視察旅行費
- ④ 団体内の交流会等の飲食費

⑤ 営利目的とみなされる事業

(6) 助成率

対象事業費の4分の3以内

(7) 助成限度額

一団体に對し、60万円を限度額とする。

また、地域福祉活動支援事業の助成総額は、高松市地域助成計画額または高松市地域助成決定額の5分の1のいずれか小さい額を上限とする。

(8) 助成の制限

上記(6)及び(7)について、特別な理由のため当該基準により難しい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場合は、この限りではない。

II 地域福祉活動支援

(1) 目的

小地域（各地区コミュニティ）を超えて市内で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体等が実施する地域福祉を目的とする活動事業に対し、一般募金を財源とする助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

本助成の対象は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 本助成の申請（募金）年度及び申請の翌（事業）年度において、本助成を除き、本会から助成を受けていないこと。また、申請（募金）年度内に、本会の他事業に申請しないこと
- ② 法人又はこれに準ずる組織であり、地域福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- ③ 自己財源が乏しく、助成を必要とするものであること
- ④ 助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

(3) 助成対象の欠格要件

- ① 本助成の申請（募金）年度及び申請の翌（事業）年度において、香川県共同募金会から助成を受けたもの
- ② 本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの
- ③ 具体的な使途がないまま相当の繰越金を有するもの
- ④ 経理状況が極めて不良と認められるもの
- ⑤ 過去5年間に於いて不適正な管理運営がなされていたもの

(4) 助成対象事業

地域福祉の推進に寄与する事業

(5) 助成対象としない事業または経費

- ① 団体運営費（人件費を含む）
- ② 研修旅行費、視察旅行費
- ③ 団体内の交流会等の飲食費
- ④ 営利目的とみなされる事業

(6) 助成率

対象事業費の4分の3以内

(7) 助成限度額

一団体に対して、10万円を限度額とする。

また、地域福祉活動支援事業の助成総額は、高松市地域助成計画額または高松市地域助成決定額の5分の1のいずれか小さい額を上限とする。

(8) 助成の制限

同一事業に対する助成は、原則2年までとする。また、同一団体に対する継続助成は、原則2年とする。

ただし、上記(6)、(7)及び(8)について、特別な理由のため当該基準により難しい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場合は、この限りではない。

4 地域歳末たすけあい地域福祉推進事業

(1) 目的

高松市赤十字奉仕団が行う地域福祉活動事業に対し、地域歳末たすけあい募金を財源とする助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

高松市赤十字奉仕団

(3) 助成対象事業

- ① 福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援事業
- ② 年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動事業
- ③ たすけあいによるセーフティネットの仕組みづくり事業

(4) 助成対象としない事業または経費

- ① 申請団体内の交流会等の飲食経費
- ② 団体自体の運営費
（団体運営のための人件費や車両購入費（長期リース）等）

5 地域歳末たすけあい地域福祉活動支援事業

I 地域歳末備品等整備支援

(1) 目的

市内で運営する民間社会福祉施設や、地域福祉を目的として活動する特定非営利活動法人等の備品等整備事業に対し、地域歳末たすけあい募金を財源とする助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

本助成の対象は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 本助成の申請（事業）年度及び申請の前年度において、本会から助成を受けていないこと。また、申請（事業）年度内に、本会の他事業に申請しないこと
- ② 法人又はこれに準ずる組織であり、地域福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- ③ 対象団体は設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- ④ 自己財源が乏しく、助成を必要とするものであること
- ⑤ 助成事業について、地域歳末たすけあい助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

(3) 助成対象の欠格要件

- ① 本助成の申請（事業）年度及び申請の前年度において、香川県共同募金会から助成を受けたもの
- ② 本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの
- ③ 具体的な使途がないまま相当の繰越金を有するもの
- ④ 経理状況が極めて不良と認められるもの
- ⑤ 過去5年間に於いて不適正な管理運営がなされていたもの

(4) 助成対象事業

利用者の自立支援や利便性の向上に必要な備品等の整備事業（取付工事費を含む）

(5) 助成対象としない事業または経費

- ① 団体運営に使用するための機器・通信機器等の購入経費
- ② 中古機器の購入経費
- ③ リサイクルに要する費用
- ④ 介護保険事業

ただし、地域コミュニティ組織等に委託する事業はこの限りではない

(6) 助成率

対象事業費の4分の3以内

(7) 助成限度額

一団体に対し、10万円を限度額とする。

また、地域歳末たすけあい地域福祉活動支援事業の助成総額は、地域歳末たすけあい募金実績（前年度執行残を含む）の5分の1を上限とする。

Ⅱ 地域歳末活動支援

(1) 目的

市内の福祉団体やボランティア団体、特定非営利活動法人等が実施する地域福祉活動事業に対し、地域歳末たすけあい募金を財源として助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

本助成の対象は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 本助成の申請（事業）年度及び申請の前年度において、本助成を除き、本会から助成を受けていないこと。また、申請（事業）年度内に、本会の他事業に申請しないこと
- ② 地域福祉を目的として市内で活動する特定非営利活動法人等の地域福祉を目的として市内で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体等
- ③ 法人又はこれに準ずる組織であり、地域福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- ④ 対象団体は設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- ⑤ 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの
- ⑥ 助成事業について、地域歳末たすけあい助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

(3) 助成対象の欠格要件

- ① 本助成の申請（事業）年度及び申請の前年度において、香川県共同募金会から助成を受けたもの
- ② 本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの
- ③ 具体的な使途がないまま相当の繰越金を有するもの
- ④ 経理状況が極めて不良と認められるもの
- ⑤ 過去5年間に於いて不適正な管理運営がなされていたもの

(4) 助成対象事業

- ① 福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援事業
- ② 年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動事業
- ③ たすけあいによるセーフティネットの仕組みづくり事業

(5) 助成対象としない事業または経費

- ① 団体運営費（人件費を含む）
- ② 団体内の交流会等の飲食費
- ③ 営利目的とみなされる事業

(6) 助成率

対象事業費の4分の3以内

(7) 助成限度額

一団体に対し、10万円を限度額とする。

また、地域歳末たすけあい地域福祉活動支援事業の助成総額は、地域歳末たすけあい募金実績（前年度執行残を含む）の5分の1を上限とする。

(8) 助成の制限

同一事業に対する助成は、原則2年までとする。また、同一団体に対する継続助成は、原則2年とする。

ただし、上記(6)、(7)及び(8)について、特別な理由のため当該基準により難しい場合、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て運営委員会が認めた場合は、この限りではない。

附 則

この助成基準は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度募金分から適用する。

令和4年度募金（令和5年度事業）以前の助成基準については、従前の規定を適用する。